

2018年7月13日

東日本銀行

「地方公共団体が定める制度融資」に関する融資実行手数料等の返戻について

この度、当行におきまして「地方公共団体が定める制度融資」に関する融資実行手数料等に不適切な受領があることが判明いたしました。このような事態を発生させたことにつきまして、心からお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受け止め、顧客保護および顧客本位の業務運営態勢の確立と全行的な意識の向上に努め、役職員一丸となって皆さまからの信頼回復に向けて取り組んでまいります。

記

1. 本件の概要

今般、金融庁検査において、各地方公共団体との契約書(協定書)等によって、お客さまから頂くことが認められていない手数料や、制度の趣旨等に鑑みると本来頂くべきではない手数料の受領が見受けられるという指摘を受けました。

当行にて調査した結果、平成21年3月から平成30年3月までの間の融資取引の中で、指摘に該当する手数料の受領が37店舗において210件、15,868,862円あったことが判明いたしました。

2. お客さまへの対応

対象のお客さまには、本件についてご説明のうえ、受領済みの手数料に商事法定利息(年6%)を上乗せした金額を速やかにお返しいたします。

今回対象となっている手数料につきましては、各地方公共団体および信用保証協会との契約書(協定書)等において禁止されているか否かを問わず、制度融資という地域の中小企業の振興を図るために設計されているという目的・趣旨等に鑑み、全件返戻の対象とさせていただきます。

なお、本件についてご不明な点がございましたら、大変お手数をお掛けいたしますが、下記へお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

3. 関係機関への届出等

本件について、関係各地方公共団体および信用保証協会へは、ご報告およびお詫びをさせていただきます。

以上

お問い合わせ先 東日本銀行 営業統括部
TEL : 03-3273-6226
担当 : 松田・安藤